平成２８年（フ）第２２２号
兵庫県尼崎市潮江１丁目35番１－501号
債務者　隈元　静夫
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目４番18号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目17番３号　今中ハイツ201
債務者　福野　好絵
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県芦屋市陽光町６番４－105号
債務者　森本　和敬
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０８号
奈良県生駒市西松ヶ丘25番32号
債務者　芝本　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１３号
奈良県天理市杉本町273　ＰＡＤＤＹＦＩＲＬＤ21　107号室、住民票上の住所奈良県天理市川原城町848番地
債務者　岡西　徳子（旧姓太田・中島）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１５号
広島市西区福島町２丁目25番１－308号
債務者　平岡建装こと平岡重明こと　愼　　重明
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５３号
広島市安佐南区長束４丁目19番２－102号
債務者　山西久美子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９１号
広島市安佐南区西原２丁目24番２－302号　ホワイトヴィラ
債務者　末永　英樹
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
広島県三原市円一町３丁目８番１－602号
債務者　高良　敦子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第９５号
愛媛県松山市古川北１丁目４番30号　コーポ光７号
債務者　田本　　力
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
福岡県小郡市大保1420番地３　セシルハイム202号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4450番地２　ハッピーハイツ松岡201
債務者　穴井　仁子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８９号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1809番地７
債務者　クラタこと　倉田　眞博
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1809番地７
債務者　倉田美沙子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町初山西触617番地１
債務者　山本　将人
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２８年（フ）第１７９号
熊本県合志市須屋1324番地１　コーポＫ．ＭⅥ　201号、前住所熊本市南区無田口町1569番地
債務者　吉岡　梨絵（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4955番地２　川上貸家　１号
債務者　小谷さゆり（旧姓安楽）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４８号
北海道小樽市桜２丁目２番30号　パールコート桜101号室、前住所北海道小樽市新光１丁目18番17号
債務者　角橋いま子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部